

5 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合（消防除く）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.4%
全職員	62.0%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	98.6%
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.3%
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	90.7%
11～15年	91.9%
6～10年	87.0%
1～5年	—

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【１ 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期に定めのない常勤職員」について、相対的に給与水準が高い班長級以上では、男性職員の占める割合が高いことから、差異が生じています。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、会計年度任用職員に比べて給与水準の高い再任用職員に男性が多いことから、差異が生じています。
- ・「全職員」について、女性職員は、相対的に給与水準が低い常勤職員以外の職員の占める割合が男性職員よりも高いことから、差異が生じています。

【２-（１）役職段階別の情報に関する事項】

- ・「部長・次長級」、「課長級」、「班長級」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

【２-（２）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「１～５年」、「２１～２５年」、「２６～３０年」、「３１～３５年」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	69.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	71.3%

※ 『任期の定めのない常勤職員以外の職員』とは、再任用職員、会計年度任用職員、育児短時間勤務職員が含まれる。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	—
課長級	—
課長補佐級	—
班長級	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	100.7%
11～15年	78.9%
6～10年	63.8%
1～5年	96.2%

【説明欄】

【全体に関する事項】

- ・給与には、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が含まれますが、扶養手当や住居手当は、世帯主や住居契約者として男性が受給する割合が高く、扶養手当等と支給額が連動する寒冷地手当や期末手当も男性の支給額が高くなる傾向にあります。

【１ 全職員に係る情報に関する事項】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、女性職員がいないため、『－』で記載しています。

【２－（１）役職段階別の情報に関する事項】

- ・すべての区分において女性職員がいないため『－』で記載しています。

【２－（２）勤続年数別の情報に関する事項】

- ・「21～25年」、「26～30年」、「31～35年」、「36年以上」の区分には、女性職員がいないため『－』で記載しています。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。